

道路占用許可と道路使用許可の一括受付等

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

栗本係員

（電話口で）ええ、その場合は、おそらく道路使用許可も必要になりますので…、はい、そうですね、最寄りの警察署にもご相談いただいで…、はい、よろしく申し上げます。失礼します。（電話を切る。）

大野係員

栗本さん、一般の方からの問合せ？

栗本係員

はい、初めて占用許可を申請する店舗の方なんですが、道路占用許可のほかに道路使用許可も必要になることがあることをご存じなかったみたいで。

慣れていない方にとっては、道路占用許可と道路使用許可の両方の申請が必要、というのは、大変に感じてしまいますよね。

大野係員

そうだね、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要となる場合は多いけど、そもそもの制度が違うから、手続はそれぞれ行ってもらう必要があるもんね。

でも、これらは法律上、一括申請ができるのは知っているかな？

栗本係員

あ、そういえば、何かで見たことがあります。確か、道路法にそういう条文があったような…。

大野係員

道路法第32条だね。第1項から第3項までは道路占用許可に関する規定になっているけど、第4項では、これらの道路占用許可に係る行為が道路交通法第77項第1項（道路使用許可）の適用を受けるものである場合においては、道路占用許可に係る申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができると規定されているね。道路交通法第78条第2項には、これとは逆に、警察署長への道路使用許可申請は、道路管理者を経由して行うことができると規定されているよ。

栗本係員

でも、道路占用許可と道路使用許可の両方が必要となるケースはけっこう多いのに、一括申請が多く行われているとはあまり聞きませんよね。

大野係員

実際には、道路管理者と警察署のそれぞれに事前相談をした後に申請をすることになるから、申請もそれぞれ個別に行われることが多いんだ。

栗本係員

確かに、事前相談にも、結局、けっこう時間がかかっちゃいますもんね。

大野係員

そういえば、道路占用許可と道路使用許可の一括申請に関連して、昨年末に本省のホームページが改修されたのには気づいていたかな？

栗本係員

あ、はい。確か、昨年6月から実施されている、いわゆる「コロナ占用特例」と、昨年の道路法改正によって創設された歩行者利便増進道路制度、通称「ほこみち制度」における占用許可について、それぞれ特設ページ（※）が開設されていたような…。

（※）コロナ占用特例：<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/03.html>

ほこみち制度：<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/05.html>

大野係員

そのとおり。それらはいずれも、沿道飲食店等の路上利用のために活用できる制度だね。現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況やほこみち制度の趣旨を踏まえ、コロナ占用特例の更なる活用やコロナ占用特例からほこみち制度への円滑な移行に取り組むために、ホームページでは、申請手続の利便性の向上のための取組が紹介されているんだ。

栗本係員

コロナ占用特例やほこみち制度を活用した沿道飲食店等の路上利用を支援していくということですね！

大野係員

そういうことだね。

ホームページでは、まず、これらの沿道飲食店等の路上利用に係る道路占用許可の申請に当たっての確認事項について明確にされているよ。

栗本係員

確認事項…？

大野係員

申請をする際のチェック項目だね。これを申請者自らが事前にチェックし、この確認事項を満たせば、事前相談をすることなく申請できるようになったよ。これにより、申請者の負担はずいぶん軽減されることになるよね。

また、仮に、確認事項を満たさない場合には事前相談が必要になるけど、道路占用許可と道路使用許可の両方について事前相談が必要となる場合は、道路管理者と警察が一堂に会して行うことも可能とされているね。地域によってはテレビ会議にも対応することとされているよ。

栗本係員

事前相談が必要ない場合がわかりやすくなっただけでなく、事前相談が必要な場合であっても、道路占用許可と道路使用許可について別々に事前相談をする必要がないということですね。これなら、一括申請もしやすいですね！

それに、コロナ禍以降は、テレビ会議というのも身近になりましたから、これで事前相談ができるというのも、申請者にとってはありがたいですね！

大野係員

そう、感染症対策の観点からも「非対面」というのも非常に重要だよな。
占用許可申請も、そもそもオンラインでできるのは知ってるかな？

栗本係員

はい！「道路占用許可システム」を利用した申請ですよな。
でも、オンラインだと、せっかくの一括申請制度も利用できないような…。

大野係員

それが今回、ほこみち制度による沿道飲食店等の路上利用の場合には、オンラインでの一括申請ができることになったんだ！

栗本係員

すごい！ オンライン上でも一括申請ができるんですね！
具体的には、どうやるんですか？

大野係員

道路占用許可をオンラインで申請する際に、道路使用許可に係る申請書類一式を添付書類としてアップロードするんだ。これを受け取った国道事務所等は、道路使用許可申請に係る書類を警察に電子メールで送信するんだよ。

栗本係員

あ、本当だ！ 本省のホームページにも、オンラインによる一括申請に合わせた道路占用許可システムの操作マニュアルが掲載されていますね。

大野係員

沿道飲食店等の路上利用に伴う占用許可を申請しようとする方々が、オンライン上で確認事項を確認し、道路占用システムを利用した申請をスムーズに行えるよう、一般の方々にもよりわかりやすいホームページになったよね。

後藤係長

今回のホームページ改修では、沿道飲食店等の路上利用以外の場合も含めて、道路占用についての記載がずいぶんわかりやすくなったよね（※）。

（※）<https://www.mlit.go.jp/road/senyo/index.html>

大野係員

後藤係長！

後藤係長

今後は、ほこみち制度を活用した沿道飲食店等の路上利用の場合に、オンラインによる一括受付が円滑にできるよう、より一層警察とも連携して調整することが必要になる。そのためには、それぞれの現場で、各都道府県警察と連携し、道路占用許可システムを活用したオンラインによる一括受付を実施するための連絡体制を構築することが不可欠だけど、我々も現場の状況を把握しながら、一括受付が円滑に運用されるようにしたいね。

また、地方公共団体の道路管理者にも、このような取組が広まってくると、道路占用許可制度全体の利便性が一段と向上するよね。

大野係員

確認事項の明確化やオンラインによる一括受付等により、申請手続の利便性の向上を進めれば、沿道飲食店等の路上利用の支援につながりますもんね。

栗本係員

システムを活用してスムーズな申請ができるようになれば、利用者と私たちのお互いにとってメリットがあると言えますよね。利用者の方々にも積極的に広報しないと！

後藤係長

そういえば、栗本君。この前お願いした資料収集はどうなっているかな？

課長に言われてからもう1週間以上経つから、早くしないと大目玉を食らうかもよ…？

栗本係員

あ、はい、すいませんでした！ 今すぐまとめます！

（「一括」はいいけど、「一喝」はご免だ…。）

(参照条文)

○ 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) (抄)

(道路の占用の許可)

第三十二条 (略)

2～3 (略)

4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合には、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 (略)

○ 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) (抄)

(許可の手續)

第七十八条 (略)

2 前条第一項の規定による許可に係る行為が道路法第三十二条第一項又は第三項の規定の適用を受けるものであるときは、前項の規定による申請書の提出は、当該道路の管理者を経由して行なうことができる。この場合において、道路の管理者は、すみやかに当該申請書を所轄警察署長に送付しなければならない。

3～6 (略)